

経済政策に関する要望

わが国経済は、「成長型経済」への転換期を迎えている。九州においては、TSMCの進出が半導体関連産業の設備投資への波及のみならず、各地にさまざまな経済波及効果を及ぼしつつある。さらに、円安を追い風としたインバウンド需要の増加を受け、観光関連産業の一部では回復の兆しもうかがえ、地域経済の回復・成長への期待が高まっている。こうした地域経済の回復・成長を支える主軸は、九州・沖縄の雇用の85%（福岡県を除くと92.2%）を担う中小企業・小規模事業者であり、これらの持続的成長なくしては実現し得ない。

一方で、中小企業・小規模事業者は、人手不足やエネルギー・原材料価格の高騰など、様々な課題に直面しているのに加え、業績改善を伴わない「防衛的賃上げ」や円安を背景としたコスト増により、一層厳しい経営状況が続いている。また、米国による関税措置が経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

こうした課題に対応して状況を打開するには、中小企業自身が生産性向上やデジタル化・DXの推進といった自己変革への挑戦を通じて稼ぐ力を高めることが不可欠である。そのためにも、まず中小企業・小規模事業者が適正な価格での取引によって、課題解決に取り組む原資を確保できる環境の整備が急務である。

また、九州の基幹産業のひとつである観光産業の持続的な復興を図るには、これまで九州の官民が一体となって進めてきた取組みをさらに強化し、観光関連事業者の経営基盤強化とともに、九州独自の歴史・文化・自然などの地域資源を活かしたまちづくりを推進していくことが重要である。

さらに、激甚化する自然災害や地震に備え、地域の安心・安全を支える真に必要な社会資本の整備も喫緊の課題である。人流・物流の円滑化や国内投資の促進、雇用創出による人口流出の抑制に向けて、必要なインフラの機能強化を迅速に整備していくことが強く求められている。

こうした認識のもと、各地商工会議所は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の最も身近な支援機関として、これまでに培った支援ノウハウとネットワークを最大限に活かし、事業者の成長の後押しと地域経済の活性化を強力に押し進める。

かかる観点から、九州・沖縄78商工会議所で構成する九州商工会議所連合会は、以下の事項の実現を強く要望する。

I. 中小企業の自己変革を後押しする施策

1. 小規模事業者の経営力底上げに資する商工会議所の支援体制の強化

(1) 小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）に基づく、商工会議所の経営支援体制への大幅な予算拡充 （経済産業省）

物価高や人手不足、賃上げ、デジタル化など、事業者が直面する経営課題はますます多様化・複雑化している。商工会議所では、地域で事業を継続する小規模事業者の「自己変革」を促し、経営力向上や収益改善に向けた伴走型支援を行っている。

しかし、小規模事業者を取り巻く環境が急激に変化する中で、経営指導員の業務は質・量ともに増大しており、マンパワー不足が深刻な課題となっている。さらに、自治体における経営支援体制の予算が全体的に縮減傾向にあることも支援体制の維持を困難にしている。

地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営力を底上げするためには、商工会議所の経営支援体制の強化が喫緊の課題である。

- 商工会議所が行う経営改善普及事業に必要な地方交付税の十分な措置
- 商工会議所が実施する小規模事業者の経営計画策定や販路開拓、災害対策、BCP策定支援等への継続的な支援
- 商工会議所の経営支援業務の効率化・生産性向上や支援の質の向上を目的とするデジタル化への支援
- 商工会議所の経営指導員等のスキルアップ、リスクリング、資格取得支援等に係る予算や支援施策の拡充

(2) 商工会議所連合会の法的な位置づけと役割の明記【新規】 （経済産業省）

地域経済の中核を担う中小企業・小規模事業者への支援体制を強化することが喫緊の課題となっている。特に、小規模商工会議所では、マンパワー不足や業務負担の増加により、支援体制の維持が困難な状況にあり、広域的な小規模事業者支援体制を構築することが不可欠である。

広域的な支援体制の強化に加え、共同・連携による効率的かつ効果的な支援策を展開し、事業効果を向上させるためにも、商工会議所連合会の法的な位置づけと役割を明確化することが重要である。

- 広域的な小規模事業者支援体制構築のため、商工会議所法への都道府県単位あるいはブロック単位の商工会議所連合会の位置づけと役割の明記

(3) 商工会館の施設整備等に対する助成 （経済産業省）

近年、九州では大規模自然災害が多発しているが、その際、商工会議所は被災事業者訪問や特別相談窓口の設置などを通じて重要な役割を果たしてきた。商工会館等の施設は、商工業者支援の拠点として欠かせない存在であり、その機能を十分に発揮するため、施設整備等への支援が必要である。

- 中小企業・小規模事業者の経営支援の拠点となる商工会館等の耐震化や建替え、その他の施設整備に対する予算措置

2. 取引適正化の推進

(1) 適正価格での取引を推進するための環境整備 (経済産業省、公正取引委員会)

中小企業が直面する人手不足、賃上げ、デジタル化、生産性向上といった課題は一見別々の問題のように見えるが、これらは密接に関連している。これらの課題を解決するためには、まずは適正な価格での取引（価格転嫁）を実現し、本来得るべき利益を確保することが必要である。

わが国では、官民を挙げて「パートナーシップ構築宣言」の推進とその実効性の確保に取り組んでいる。しかし、特に地方では、長年の「取引先との顔が見える関係」により、価格交渉を言い出しにくいといった特有の事情もあり、取引適正化は緒についたばかりである。取引関係の改善には、まだ多くの課題が残されている。

この状況を改善するには、下請法の適正な執行や公正取引委員会などによる監視機能の強化、さらに、企業の経営者自らが先頭に立ち、取引先全体を裾野に入れて価格転嫁を進めるとともに、この意識を企業の購買担当者など取引現場にまで浸透させることが求められる。

- 下請けGメンの増員及び活動状況・成果の公表
- 大企業や地域の中核企業、業種団体・組合等を対象とした、業界や地域の商慣習に踏み込んだ取引実態の把握、適正な価格交渉を業績・人事評価に反映しているかなど調査内容の強化による課題の明確化と、実態に即した対策の推進【新規】
- 「価格転嫁サポート窓口」における業種や企業規模、地域の商慣習など相談者の実情に応じた価格交渉力向上支援の一層の強化
- パートナーシップ構築宣言の普及・拡大に向けた税や補助金・制度融資等におけるインセンティブ措置の拡大
- パートナーシップ構築宣言企業に対する取引実態に関するフォローアップ強化、取引現場への浸透・徹底、違反企業への登録取消しの適用などを通じた実効性向上と、国・行政・経済界が一体となって取り組む仕組みの構築
- 公共調達・公共工事における受注企業と下請け・孫請け企業間の取引適正化の徹底に向けた、関係法令やガイドラインの遵守状況点検、国・自治体による監督、違反事例への是正指導の着実な実施

(2) 社会全体の価格転嫁の商習慣化の定着 (経済産業省、公正取引委員会)

適正な価格での取引を社会全体に浸透させるには、企業間の取組みだけでなく、B to C取引における消費者のデフレマインド払拭が不可欠である。消費者の買い控えや客離れ等への懸念が企業にとって適正な価格設定を阻む要因となり、特に、B to B取引以上に対応が困難な状況が生じている。

企業は、消費者の理解が深まることで適正な価格を設定しやすくなり、本来得るべき利益を確保し、自己変革や賃上げの実現にもつながる。

- B to C取引における価格転嫁推進のため、「良いモノやサービスには適正な値が付く」「適正価格での取引が、巡り巡って自らの所得向上につながる」という認識の社会全体への浸透に向けた啓発活動の強化【新規】

（３）「物流の 2024 年問題」に対応するための取組み推進（経済産業省、国土交通省）

国土交通省の統計によれば、物流業界は 1990 年代以降、供給能力が需要を上回り、物流事業者が輸送業務以外の付帯サービスを競争する状況が常態化している。国内貨物輸送の 85%以上を担うトラック輸送では、中小企業率が 99%に達し、多重下請け構造等によって運送事業者への運賃が低水準にとどまっている。

また、人手不足と時間外労働の上限規制適用が相まった「物流の 2024 年問題」が現実味を帯び、物流停滞による経済損失が懸念される。一方、バス・タクシーといった旅客自動車運送業界においても、運行ダイヤの維持が困難になるほか、深夜帯のタクシー不足が加速し、観光需要回復に水を差すことも危惧されている。

こうした課題に対応するため、トラック運送及び旅客運送業界におけるドライバーの待遇改善や適正な価格転嫁を進めるとともに、省人化・効率化を実現することが急務である。

- ・「標準的な運賃」制度の徹底及びトラック・物流Gメンによる違反原因行為を行う事業者への指導強化及び物流・運輸業界の働き手確保に配慮した制度の実効性確保【新規】
- ・物流事業者及び旅客自動車運送事業者が取り組む人材確保やドライバーの処遇改善、省人化投資への支援措置の充実運賃の適正な価格転嫁についての社会全体での理解促進及び啓発活動の強化

3. 中小企業の人材確保に対する支援

（１）最低賃金制度のあり方の見直し（厚生労働省、内閣府）

物価高騰の中、地域の経済実態を超える大幅な最低賃金の引上げが 2 年連続で行われた。政府は「2020 年代に全国加重平均 1500 円」の目標を掲げているが、日本商工会議所の調査では、地方・小規模企業の 4 社に 1 社が「対応不可能」と回答している。地方の産業・生活インフラを支える中小企業・小規模事業者にとって、支払い能力を超える引上げは死活問題であり、地方経済をさらに衰退させることになりかねない。

最低賃金は経営状態に関わらず法的拘束力を持つものであり、その引上げが企業に与える影響は極めて大きい。そのスピードと上げ幅については、地域の中小企業や雇用の実態を踏まえ、丁寧かつ慎重に行うべきである。

- ・地方中小企業の経営実態や支払能力を考慮した政府目標の設定
- ・法定三要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力）や賃金の実態調査結果のデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議
- ・地方最低賃金審議会における、参照すべき地域別統計データの例示・提供の徹底
- ・地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用の検討
- ・改定後の最低賃金に対応するための準備期間の十分な確保

（２）中小企業の人材確保・採用に関する施策の拡充・見直し（内閣府、厚生労働省）

大手企業に比べ採用ノウハウや情報発信力が不足し、さらに採用活動に割ける予算や

人員が限られる中小企業は、価値ある技術やサービスを有しながらも、計画どおりに必要な人材を採用できず、厳しい状況に直面している。このような中、ハローワークや産業雇用安定センターなどの公的機関が果たす役割は非常に重要であり、マッチング支援の充実や機能強化が不可欠である。

加えて、中小企業の労務管理や働き方改革への取組みを支援するとともに、働きたい者が働ける環境の整備が求められる。労働者の安全管理と健康確保を前提としつつ、就業意欲に応える柔軟な働き方の導入や地域特性等や業務の実情に応じた労働環境の見直しも重要である。

- 法律施行から5年が経過した「働き方改革」の総括と、中小企業の実態及び就業意欲のある労働者が働ける環境整備に向けた本制度の再検討【新規】
- 地方中小企業が若年層の確保に向け働き方改革に取り組む際の経費の一部助成措置の検討【新規】
- ハローワークの体制強化及び求人企業・求職者双方へのコンサルティング機能強化を通じたマッチングの質向上
- 産業雇用安定センターによるキャリア人材とのマッチング体制の強化
- 中小企業の人手不足解消を目的とした生産性向上策への支援強化
- インターンシップの実施・受入れノウハウの共有及びマッチング支援

(3) 中小企業の人材育成への支援

(内閣府、厚生労働省)

中小企業・小規模事業者では、慢性的な人手不足により、従業員が学びの時間や余裕を持つことが難しい状況が続いている。しかし、限られた経営資源の中で成長を遂げ、働く場所としての魅力を高めるには、従業員一人ひとりの能力を高める人材育成を推進し、生産性向上や付加価値拡大につなげることが不可欠である。

- 人材開発支援助成金の予算の維持・拡充及び申請手続きの簡素化【新規】
- 中小企業の人材育成計画の策定・実行に対する、専門家のフォローアップや評価を含めた伴走型支援の実施【新規】
- 社内人材のリスクリングや教育訓練に関する助成制度の継続

(4) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた支援(国土交通省、観光庁)

観光関連産業は、コロナ禍での度重なる人流抑制や需要激減により離職に拍車がかかり、現在も深刻な人手不足に直面している。観光需要が回復傾向にあるにもかかわらず、多くの事業者では人手不足を理由に一部サービスを制限せざるを得ない状況にある。このままでは九州の基幹産業である観光産業が成長機会を逸する恐れがある。

また、非正規雇用の多さや不規則な労働環境も離職の要因となっており、雇用形態や働き方の抜本的な見直しが求められる。

- 観光人材育成に対する費用補助、業務効率化や多様な働き方に挑戦する観光事業者への支援【新規】
- 仕事の特性に応じた柔軟な労働時間制度の導入をはじめとした各種規制の見直しなど人手不足解消に向けた仕組みの検討【新規】

(5) 多様な人材が活躍できる環境の整備

(経済産業省、厚生労働省、法務省)

地方では、生産年齢人口の減少や都市部への人口流出が進み、企業における人手不足が深刻化している。特に九州においては、半導体関連産業の拠点化が進む一方で、さらなる人材不足が懸念されている。

こうした状況において、女性、外国人材、シニア、障がい者など、多様な人材が活躍できる環境整備が急務であり、これらの人材活用に取り組む中小企業への支援強化が求められる。

- ・「年収の壁」等、希望する就業を阻害する税・社会保障制度の是正
- ・インターンシップを通じた留学生と企業の接点強化【新規】
- ・自治体による外国人材の日本語能力向上に資する日本語教室等の開設及び地域住民との交流促進の場づくり【新規】
- ・外国人技能実習制度の廃止・見直しに伴う外国人材受入れ支援を行う商工会議所に対する優遇措置検討【新規】
- ・外国人労働者とその受入企業が母国の送り出し機関や仲介者に支払う手数料に対する助成制度の拡充
- ・外国人材の就労について、地方都市まで行き渡るよう政策面での特段の配慮
- ・外国人労働者を初めて雇用する企業への住環境整備支援や相談機能の強化・拡充

4. デジタル化・DX実装など生産性向上の支援

中小企業・小規模事業者が深刻な人手不足を乗り越え、生産性を高めて持続的な成長を実現するには、デジタル化・DX実装による業務効率化や省力化が不可欠である。特に地方都市では人手不足が顕著であり、限られた人員でも最大限の成果を出せる環境づくりが急務である。

しかし、多くの中小企業では、ノウハウの不足や資金面の課題から、デジタル化への取組みが進んでいないのが現状である。専門家による企業の実態に即した助言や指導、デジタルツール導入のための補助金・助成金、さらにはデジタル化を担う人材の育成支援が求められる。また、中小企業に対するサイバー攻撃は増加傾向にあり、サイバーセキュリティ対策への支援強化も重要である。

(1) デジタル実装による生産性向上支援の拡充

(経済産業省)

- ・企業におけるDX人材育成のための研修受講、資格取得に対する助成など社内環境整備に対する支援【新規】
- ・生成AIの導入が対象となっている補助金について、その予算の維持及び補助上限額または補助率の引上げ【新規】
- ・「IT導入補助金」の継続・拡充
- ・「中小企業省力化投資補助事業」について、地域の中小製造事業者が優れた省力化製品を登録（カタログ掲載）しやすくなるような要件の緩和
- ・デジタル活用・導入についての情報提供、専門人材の育成、IT・デジタルツールの

導入から実装までをフォローする専門家派遣・窓口設置

- ・保険加入を含む中小企業のサイバーセキュリティ対策への支援強化及びセキュリティ人材の育成・確保や、セキュリティ対策を支援するベンダー等への支援強化

(2) 中小企業の稼ぐ力の強化に向けた支援策の拡充 (経済産業省、厚生労働省)

- ・業務効率化や生産性向上、省力化に資する既存設備の更新を含む設備投資への支援拡充【新規】
- ・民間企業やコンサルタントの支援を受けて業務効率化に取り組む際の経費の一部助成措置【新規】

5. 中小企業の成長ステージに応じた支援

(1) 半導体関連企業の集積に伴う専門人材の確保・育成とビジネスチャンス拡大支援 (経済産業省)

T SMCの熊本県進出を契機として、半導体関連の企業誘致や投資が活発化し、九州各地にさまざまな経済波及効果を及ぼしつつある。一方で、半導体関連産業を担う専門人材の確保・育成などの課題も浮き彫りとなっている。

- ・先端技術に通じた専門人材の確保・育成支援
- ・半導体関連企業と地場企業との取引拡大に資する支援

(2) 新商品・サービス開発及び販路拡大に向けた支援策の拡充 (経済産業省)

新分野への進出や新製品・サービスの開発、海外展開等の取組みは、中小企業が価格競争から脱却し、付加価値の高い事業へと成長する重要な取組みである。これらは、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、わが国の産業力全体の底上げにも繋がる。

中小企業が攻めの投資を行い、新たな付加価値の創造や事業拡大に向けた自己変革の取組みを後押しする支援策が重要である。

- ・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」など新分野進出や新製品・サービス開発に係る助成制度・金融支援の拡充
- ・「小規模事業者持続化補助金」の補助金上限額の引上げ等の予算措置拡充
- ・「小規模事業者持続化補助金」の一般社団法人等への補助対象者の拡大
- ・越境E Cの活用推進に向けた助成制度の創設
- ・海外企業とのオンライン商談やW e bサイトの多言語対応等、中小企業の輸出促進の支援強化

(3) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化 (経済産業省、財務省)

中小企業の経営者が高齢化による交代期を迎える中、「価値ある事業」の承継が進まず、倒産や黒字廃業のケースが増加している。これにより、雇用機会の損失だけでなく、商品やサービス、技術、ノウハウといった地域にとって重要な資産の消失が懸念される。

地域経済を支える中小企業の価値ある事業を次代に引き継ぐため、包括的な対策が急

務である。

- 各地の事業承継・引継ぎ支援センターと地域金融機関との連携深化による事業承継のさらなる促進
- 円滑な事業承継・事業引継ぎ支援のための事業承継補助金の継続及び支援体制の拡充・高度化
- 事業承継税制（特例措置）の恒久化
- M&Aを後押しする「経営資源集約化税制」の周知・活用促進
- 事業承継対策の早期着手について必要性の啓発
- 金融機関と商工会議所等の支援機関が連携した早期相談・早期支援体制の構築

（４）新たな経済の担い手の育成

（経済産業省）

創業やスタートアップは、地域に新たな付加価値を創出し、地域課題の解決や地域経済の活性化、雇用創出に大きく寄与する。しかし、創業希望者が直面する課題は、専門的な知識・ノウハウの習得、資金調達、販路開拓、人材確保など多岐にわたり、その解決には成長段階に応じた指導・支援が重要である。商工会議所では、金融機関や支援機関と連携し、創業塾やセミナーを通じた伴走型支援を行っているが、さらに官民を挙げて取り組むことが重要である。

- 大学や専門学校のみならず、中高生を対象とした地元企業へのインターンシップ（職業体験）の推奨及び受入れ企業へのノウハウ提供や学生の送り込み支援【新規】
- 商工会議所を拠点とした、創業準備段階から成長段階に応じた支援の継続
- 創業希望者の増加に向けた初等教育段階からの起業家教育や起業マインド醸成の支援

（５）グリーン成長戦略の中小企業への波及推進及び支援強化

（経済産業省）

国は、2050 年カーボンニュートラルを宣言し、グリーン成長戦略が策定されている。中小企業・小規模事業者も脱炭素化や環境に配慮した経営が求められているが、多くの事業者にとって、その重要性を理解し、自社の成長機会と捉えるのは容易ではない。中小企業がカーボンニュートラルに向けた取組みを進めるためには、補助制度の継続・拡充や技術的支援、中小企業の取組み事例の情報提供を通じ、各企業の身の丈にあった具体的な対応を後押しすることが不可欠である。

- 脱炭素化効果の高い設備導入にかかる補助金制度や税制の優遇措置等の負担軽減措置
- 技術開発に取り組む事業者への資金及び技術面の支援

6. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備

（１）資金繰りに苦慮する企業に対する継続的な支援

（経済産業省、金融庁）

長期化したコロナ禍やコスト増により経営に大きな打撃を受けた中小企業等への円滑かつ安定的な資金供給の維持が引き続き必要である。

- コロナ関連特別融資返済にあたっての条件変更など事業者の実情に応じた柔軟な対応
- 商工組合中央金庫における新型コロナ対策の資本性劣後ローンの復活及び日本政策投資銀行における中小・中堅企業向け資本性劣後ローンの創設
- 上記ローンの支払利息について、都道府県の「新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金」を活用した利子補給制度の創設
- 金融機関への金融円滑化の指導徹底、相談体制の強化

(2) 中小・中堅企業の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置（経済産業省、財務省）

新型コロナウイルス感染症の影響で多くの中小企業が疲弊した中、中小・中堅企業等の事業継続・雇用維持を支えるため、財政基盤の強化に資する税制措置が必要である。

- 建設企業の経営・雇用の安定、連鎖倒産の防止を目的とした「下請債権保全支援事業」の事業延長及び制度化【新規】
- 法人税軽減税率の恒久化、欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充
- コロナ禍の影響等で過大な債務を抱える中小企業に対する納税猶予にかかる延滞税の免除、固定資産税や社会保険料の減免など負担軽減措置
- 中堅企業への固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大
- 少額減価償却資産特例の拡充

(3) 小規模な商業施設等の耐震・老朽化対策への支援（経済産業省、国土交通省）

頻発化する大雨災害や巨大地震の発生リスクを踏まえ、日頃から災害への備えを進めることが重要である。不特定多数の人々や避難に配慮を必要とする方が利用する大規模建築物については、改正耐震改修促進法への対応が義務づけされている。

小規模な商業施設やオフィスにおいても、安全性確保と事業継続の観点から耐震・老朽化対策は喫緊の課題である。

- 耐震・老朽化対策に必要な改修等に対する補助制度整備

Ⅱ. 九州の基幹産業である観光産業の振興

1. 観光産業の復活に向けた環境整備の推進

(1) 新たな需要獲得のための基盤強化・環境整備（国土交通省、観光庁）

①観光を支える交通基盤の強化

回復基調にある国内外の観光需要を取り込み、九州全体の観光活性化を推進するためにも、九州内の複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して観光客を誘致・回遊させることが重要である。特に、九州は多くの離島を抱え、首都圏や関西圏から地理的にも離れており、観光振興を図るうえで、航空路線の充実・地方空港の維持は必須であるため、国や自治体からの支援が不可欠である。

- 航空会社（コミューター航空会社含む）への直接支援も含めた、国内航空路線の供給量の回復・地方空港維持、着陸料の軽減等、多様な支援策の実現

- コロナ禍の影響により減便となった鉄道について、鉄道事業者への便数回復の働きかけ
- 収益の上がらない鉄道路線の維持・存続についての国の積極的な関与
- 九州内の複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して観光客を誘致・回遊させる方策への支援
- 各地の観光資源と空港・主要駅等をつなぐ二次交通の拠点整備

②旅行先の分散及び地方の交流人口増加のための支援充実

観光を地方創生につなげていくためには、一部の都市に集中している旅行者を全国各地に分散・拡大し、域内観光を推進していくことが必要である。

- 旅行者の分散・拡大のための地方における域内観光の推進への支援
- 歴史・文化遺産など地域資源の価値再確認及び新たに開発する地域の観光商品への支援
- 九州の強みである離島を組み込んだ観光ルート形成及び「広域観光周遊ルート」追加募集の実施、国内外へのPRに対する支援

(2) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた支援【再掲】

(国土交通省、観光庁)

(3) 観光産業の事業継続支援の強化

(経済産業省、国土交通省、観光庁)

長らくコロナ禍での観光需要の低迷が続いたことで、宿泊業をはじめとした観光に係る事業者の財政基盤は大きく毀損した。加えて、物価高、コロナ関連融資の返済、コロナ禍の3年間で流出した人手不足が足かせとなり、このままでは観光事業者の倒産・廃業、さらには地域における観光基盤が損なわれかねないため、きめ細かな支援が必要である。

- 観光事業者への直接給付（給付金、支援金）など新たな仕組みの検討
- 当面の資金繰り、設備投資等への支援
- 各種税等の納付猶予に伴う延滞金の撤廃
- 納付猶予を申請した各種税や社会保険料の支払いについて、一括納付が困難な事業者が利用できる政府系金融機関を中心とした新たな融資制度の創設
- 雇用保険料率の変更猶予及び支払い猶予の検討
- 耐震改修に対する補助及び固定資産税の減額等の期限の延長

(4) インバウンド受入れ促進のための環境整備

(国土交通省、観光庁)

観光は、成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、コロナ禍で疲弊したわが国経済の回復に大きな役割を果たすものである。特に、円安の追い風もあり日本は旅行先として海外からの人気が高いことから、インバウンド需要を確実に取り込むための環境を早急に整備すべきである。

- 外国人観光客向けの災害情報提供、危機管理対応力向上のためBCP策定支援【新規】

- 観光事業者のデジタルツール導入への支援
- 外国人観光客対象のゴルフ場利用税や入湯税の免税制度創設の検討

(5) 実効性の高い観光需要策の継続

(国土交通省、観光庁)

- 全国単位での観光需要喚起策の複数年にわたる継続
- 大都市圏に集中している旅行者を全国各地に分散・拡大させる需要喚起策の検討

(6) 熊本地震、令和2年7月豪雨はじめ大規模自然災害の被災地における観光回復のための継続的支援

(内閣府、国土交通省、観光庁)

- 被災地域における復旧・復興事業の円滑な実施と、地域経済の再生を着実に進められるよう継続的な予算措置の実現

Ⅲ. 地方創生への取組み

1. 地域資源を活かしたまちづくりの推進

(1) 地域の歴史・文化資産の利活用促進 (文部科学省、文化庁、国土交通省、観光庁)

九州には、長い歴史の中で育まれてきた歴史、文化、芸能、自然、食など多様な地域資源が数多く存在している。これらは、他に代えがたい「地域のレガシー」として、地域住民の郷土愛や誇りを醸成する源であり、まちづくりや地方創生の基盤となる重要な要素である。また、域外に向けても、地域を訪れる誘因となる魅力的なコンテンツでもある。

一方で、わが国の歴史・文化資産、特に史跡や文化財は、これまで「保全」に重きを置いた政策の下、多くの地域でいまだ埋もれたままの有形・無形の文化財が存在しており、その歴史的・文化的価値が地域住民や訪問者に十分に伝わっていないケースも少なくない。

こうした現状を踏まえ、文化財の保存に加え、地域づくりの観点から積極的な活用を推進し、地域住民が主体となってこれらの資産を未来へと継承し、地域の魅力や活力として活かしていける環境整備が求められる。

- 地域資源を活かしたまちづくり推進のため、地域の将来を担う次世代のための歴史教育や郷土愛の醸成に対する市民感覚尊重の観点から、歴史的建造物等の復元や現状変更に関する基準の弾力的な運用
- 国際的なMICE誘致に向けた歴史的建造物、美術館・博物館等の文化施設、屋外空間等をユニークベニュー活用に係る行政手続きの簡素化及び各種規制の緩和
- 地域の歴史・文化を活かしたまちづくりや観光振興策への支援
- 地域資源の情報を一元的に閲覧可能なデータベースの整備

(2) 九州の文化・歴史資産の世界遺産への登録・推薦

(内閣府、文部科学省、文化庁、国土交通省、観光庁)

- 宮崎県「西都原古墳群」及び熊本県「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への記載

（３）景観に配慮したまちづくりの推進【新規】

（国土交通省）

地域の魅力を高め、住民や来訪者にとって快適で魅力的な空間を創出するうえで、都市景観の形成は重要である。例えば、欧州の主要都市で見られるように、建築物の高さを適切に揃えることにより、街並みや景観の美しさが維持することができる。また、建物の外観や看板等の色調・デザインを一定のルールのもとで整えることで、視覚的な統一感が生まれ、来街者に良好な印象を与えることが可能となる。

このような統一感のある都市景観の形成は、都市の魅力をさらに高め、住民の生活の質の向上や地域への愛着の醸成につながるだけでなく、観光客を惹きつける要因ともなり、結果として地域経済の活性化にも寄与するものである。

- ・調和のとれた美しい景観の形成のため、新たに建築物を新築・増築・改修等する際あるいは屋外広告物を掲出する際の一定の規制の制定

２．人と投資を呼び込む地域の産業基盤の強化

（１）地方への投資拡大・立地促進

（内閣府、各府省庁）

地方創生を実現するうえで、地方に人と投資を呼び込み、地域に雇用と活力をもたらす環境整備が不可欠である。特に、人口減少が進む中で、地域単独での対応には限界があり、官民・広域連携による総合的な取組みが重要である。

九州では、自動車や半導体、農業をはじめ多様な産業の集積が進んでおり、これらを地域全体の成長に活かすためには、行政区域を超えた広域での投資効果を高める社会資本整備のほか、企業立地や研究開発の後押し、生活環境の整備が求められる。

- ・九州で進展する半導体関連産業集積の効果を高め、各地に波及させるため、その周辺のインフラ整備の促進【新規】
- ・行政の境界制約を超えた広域で取り組むべき課題解決に向け、関係自治体や省庁間の総合調整を行う仕組みの構築【新規】
- ・初期投資に対する国の助成制度の創設や、税制上の優遇措置等により、地方への企業の立地促進
- ・地方に移転した企業や若手起業家等に対する研究開発支援の強化
- ・教育機関の充実、移住定住支援等受け皿体制の整備等、地方自治体向けの補助制度や交付税措置の拡充
- ・サプライチェーンの国内・地方回帰に向けた取組みへの支援

（２）農林水産業・食料産業の強化

（内閣府、各府省庁）

九州の一次産業の生産額は全国の約２割と大きなウェイトを占め、特に南九州はわが国の「食料供給基地」としての役割を担っている。また、豊富な農林水産資源を生かした食品加工業など二次産業も盛んである。

こうした強みを地域の競争力として活かしていくためには、付加価値向上に向けた支援や販路拡大などの取組みを通じて、地域産業の一層の活性化を図ることが必要である。

- ・九州の強みでもある農林水産及び食料産業をさらに強化するための、新たな市場開

拓・商品力強化に資する取り組みへの支援策の拡充

- 各地の一次産品の高付加価値化を促す農商工連携や6次産業化の推進
- 農林水産業の生産性向上、国産木材の高付加価値化・利用拡大、漁港施設の整備・高度化等商工業者との連携促進に向けた基盤整備・強化

(3) 地方創生事業等に対して地元企業が寄付をしやすくする措置の導入【新規】(内閣府)

企業版ふるさと納税は、地域に貢献したいという企業的意思により、地方自治体の地域活性化に資する活動を財政面から応援する制度として、とりわけ財源が限られている地方において有効に活用されている。

しかし、現行制度では、本社所在地の自治体への寄付は対象外とされており、企業が地元への直接的な支援を行うことが難しくなっている。地域の持続的な発展と企業の社会貢献の両立を促進する観点から、地元企業による寄付が行いやすくする措置を検討すべきである。

- 企業版ふるさと納税について、本社所在地の地方自治体に対する寄附の同制度への対象化【新規】
- 地方自治体が実施する地方創生事業や住民の生活環境向上に資する事業等に対する地元企業の寄付をしやすくする措置の検討【新規】

IV. 競争力強化や安全安心の確保に資する社会資本整備

1. 社会資本の整備促進

(1) 産業競争力の強化及び災害時の多重性を確保するための道路インフラの整備

(※詳細は別紙1・2参照)

(国土交通省、財務省)

高規格幹線道路は、地域連携の強化や産業の振興とともに、大規模災害時におけるリダンダンシーの確保の観点からも極めて重要なインフラである。その機能を十分に発揮させるためには、ミッシングリンクの解消を着実に進めるとともに、暫定2車線区間については早期4車線化を見据えた交通状況や地形等の条件を踏まえた付加車線の設置を図る必要がある。あわせて、高規格幹線道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路や日常生活に密着した国道等の整備も不可欠であり、早期整備を図らねたい。

① 東九州自動車道

(みやこ豊津～築城、築城～椎田南、日南東郷～油津、油津～南郷、奈留～志布志の整備促進、南郷～奈留の早期完成、苅田北九州空港～速見及び大分宮河内～日南東郷、末吉財部～国分等暫定2車線区間の早期4車線化及び休憩設備のさらなる充実)

② 九州横断自動車道・延岡線(通称：九州中央自動車道)

(矢部清和道路・蘇陽五ヶ瀬道路・五ヶ瀬高千穂道路・高千穂雲海橋道路の事業推進、清和～蘇陽間の早期事業化、平底～蔵田の計画段階評価の推進、九州中央自動車道とアクセス道路等の重要物流への指定)

③ 南九州西回り自動車道の整備

（水俣～出水及び阿久根～薩摩川内水引の早期完成、美山～伊集院の4車線化の整備促進）

④ 西九州自動車道の整備

（伊万里東府招～伊万里西の早期整備、伊万里西～山代久原の早期着工、佐世保中央～佐世保大塔の4車線化及び松浦～佐々の早期完成、武雄南～波佐見有田の4車線化の早期完成）

⑤ 那覇空港自動車道

（那覇市鏡水～豊見城名嘉地の整備）

⑥ 沖縄自動車道池武当地区への高速道路 I Cの早期整備

⑦ 地域高規格道路・主要国道の整備

（２）物流効率化を担う大型トラック・トレーラーの運行環境の整備

（国土交通省、財務省）

物流の効率化とドライバー不足の解消に向けて、25m級連結トラックの走行実証実験や大型トレーラーの走行に関する規制緩和が進められている。これらのトラック等による長距離輸送には、ドライバーの連続運転時間の制限に対応した適正な途中休憩が取得できる環境整備が重要である。

しかし、現状では高速道路のサービスエリアやパーキングエリアの大型トラック等の駐車スペースは不足し、特に、25m級トラックに対応可能な施設は限られている。今後の物流施策の実効性を高めるためにも、これらのインフラ整備が必要である。

（３）新幹線及び主要鉄道網等の整備（※詳細は別紙１参照）

（国土交通省、財務省）

新幹線及び鉄道網の整備は、域内外の産業・観光等各般にわたる交流を増大させ、地域の一体的な発展と振興を図るもので、早期に整備されたい。九州新幹線西九州ルートは、武雄温泉駅で乗り換えとなる暫定的な開業となっており、新幹線効果を最大化するために、全線フル規格で早期に整備されたい。その際の整備費について、沿線自治体に過度な負担が生じないように、既存の財源負担スキームの見直しも併せて検討されたい。

- ① 九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格化による早期整備及び沿線自治体に過度な負担が生じないように既存の財政負担スキームの見直し
- ② 東九州新幹線（福岡県（北九州市）～大分県～宮崎県～鹿児島県）の整備計画路線への格上げ及び早期着工
- ③ 在来線の整備
 - ア) 日豊本線 of 高速・複線化
 - イ) J R 佐世保線等の輸送改善
 - ウ) 福北ゆたか線と福岡市地下鉄の接続
 - エ) J R 筑肥線 of 複線化促進と強風対策強化
- ④ 地方路線の維持・存続

（４）主要空港の整備 （※詳細は別紙１参照）

（国土交通省、財務省）

空港は、国内外との交流を通じて九州の潜在能力を引き出し、地域の競争力を高めるとともに、観光やビジネスを含む多方面で大きな経済波及効果をもたらす重要なインフラである。このため、主要空港の機能強化と早期整備を着実に進められたい。特に、コンセッション方式による民間運営の空港においては、コロナ禍での航空旅客需要の激減により経営に深刻な打撃を受けており、経営基盤の安定に向けて抜本的に再建策の構築を強く求める。

- ① コロナ禍で深刻な影響を受けたコンセッション空港の資本基盤回復に向けた支援と、顧客目線に立った空港運営のあり方の検討
- ② 北九州空港の滑走路 3,000m化の整備促進、24 時間利用可能な海上空港としての利点を生かした機能強化及び周辺の物流拠点化推進、北九州空港と苅田北九州ＩＣのアクセス強化、広域防災拠点としての機能整備
- ③ 九州佐賀国際空港の滑走路 2,500m化の早期実現
- ④ 長崎空港等の運用時間の延長等利用者の利便性向上
- ⑤ 阿蘇くまもと空港へのＪＲ豊肥線の延伸等交通アクセスの早期整備、広域防災拠点としての機能強化
- ⑥ 大分空港の水平型宇宙港の実現に向けた支援
- ⑦ 宮崎空港を離発着する国際定期便の路線・便数の増加促進
- ⑧ 鹿児島空港の二次交通の充実や地域における拠点機能の向上等利用者の利便性向上（「鹿児島空港将来ビジョン」（令和元年度策定）の実現への支援）
- ⑨ 那覇空港の新旅客ターミナルの移設整備及び二次交通等の整備
- ⑩ 沖縄県の地理的状況を踏まえた新規路線の開設促進
- ⑪ ＣＩＱ機能の拡充強化と地方自治体への権限の委譲

（５）主要港湾の整備 （※詳細は別紙１・３参照）

（国土交通省、財務省）

九州の各港湾が国際競争力を維持し、地域の産業・経済が活性化するには、アジアの物流拠点としての大水深港湾、中核港湾の機能整備が必要不可欠である。九州地域の発展の基盤となる各港湾の機能整備を図られたい。

- ① 国際拠点港湾・博多港の整備促進
 - －アイランドシティ地区のコンテナターミナルの整備推進及び背後の臨海部物流拠点の整備等、国際物流拠点の形成
- ② 国際拠点港湾・日本海側拠点港・北九州港地区の整備促進
 - －関門航路の水深－14m化
- ③ 日本海側拠点港・長崎港の整備促進
 - －松ヶ枝国際観光船ふ頭の２バース化の早期完成
- ④ 九州内にある重要港湾の整備

（６）大規模災害からの道路・鉄道等のインフラの早期復旧（※詳細は別紙１参照）

（国土交通省、財務省）

- 令和２年７月豪雨により大きな被害を受けたＪＲ肥薩線の早期全線復旧に向けた財政措置

（７）防災・減災対策の推進

（国土交通省、財務省）

大規模自然災害が多発・激甚化する中、自然災害の多い九州においては、災害に強い社会づくりが重要であり、地域の防災・減災に不可欠な社会資本整備を推進されたい。

さらに、大規模災害等に備え、防災・減災の観点を含む代替性・多重性の確保をはじめ、災害に強いインフラ整備を推進されたい。

- 災害に強い社会づくり、地域の防災・減災に不可欠な社会資本整備の推進、代替性・多重性の確保
- 大分臨海部・宮崎沿岸部の地震・津波対策への早期完成に向けた支援強化
- 災害に強い情報通信インフラの早期整備

２．真に必要な社会資本整備の促進と修繕・補修による安全性確保

（国土交通省、財務省）

地方では、少子高齢化や人口減少、過疎化の進行等により、財政的な制約が厳しさを増している。こうした中で、地域活性化や国際競争力強化を図り、持続可能な地域社会をつくるためには、その基盤となるインフラの整備と有効活用が不可欠である。

- 真に必要な社会資本整備（高規格幹線道路のミッシングリンクの解消、整備新幹線の早期完成、地域公共交通の維持・再生）等のさらなる促進
- 老朽化の進む道路・橋梁、港湾施設等について、緊急性の高い箇所を優先した修繕・補修
- 災害や緊急時への対応が可能な地場企業への受注機会の拡大、原材料価格の上昇等を踏まえた適正価格での発注

３．地域活性化に資する法整備・開発構想等の推進

（１）下関北九州道路（関門海峡道路）の早期実現

（国土交通省）

関門トンネル及び関門橋は本州と九州を繋ぐ物流・人流の大動脈であり、災害等で遮断された場合の経済損失額は年間約 14 兆円にのぼるとされるなど、極めて重要な道路である。しかし、いずれも供用開始から長期間が経過し、老朽化による補修工事で通行止めが頻繁に行われている。

したがって、関門地域の円滑な交通に資する新たな広域ネットワーク機能や北九州空港の有効活用、東九州経済圏活性化、災害時におけるリダンダンシーを確保の観点から下関北九州道路の整備は必要不可欠である。

- 供用開始から長期間が経過し、老朽化による補修工事で通行止めが頻発する関門ト

ンネル及び関門橋、北九州空港のリダンダンシーの確保ならびに関門地域や東九州経済圏との一体的発展の要として早期実現

(2) 響灘地区のエネルギー産業拠点化の早期実現 (国土交通省)

- ・ 響灘地区におけるエネルギー産業の総合拠点形成を早期に実現するため、洋上風力発電の導入拡大に資する制度整備ならびに洋上風力発電関連産業の総合拠点形成に必要なとなる施設の整備への支援

(3) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の早期実現 (国土交通省)

島原・天草・長島架橋は、九州縦貫・九州横断・東九州・西九州の各自動車道などと連携し、九州の外周を大きく一周する高速交通体系であるとともに、有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域的交通網を形成するもので、九州西岸軸構想の中核をなすプロジェクトである。

また、九州新幹線、空港、港湾等と一体となった国際的な交流基盤を形成するだけでなく、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資等を輸送する「命の道」としての機能も果たす。特に、平成 28 年熊本地震で、九州縦貫自動車道をはじめとする主要道路網が寸断されたことを受け、リダンダンシーの役割を果たす新たな縦軸として重要性が再認識された。また、令和 6 年 1 月の能登半島地震でも道路の崩落や陥没など甚大な被害が発生し、物資の輸送をはじめ、復旧・復興や住民生活にも多大な支障が生じた。島原・天草・長島地域においても半島特有の地形や隘路が多く、大規模災害時には極めて深刻な被害が懸念され、多重ルートの整備は必要不可欠である。

九州西岸軸構想は、長崎県、熊本県、鹿児島県の県境を超えた相互交流・連携を促進し、農林水産業の供給基地、交流・物流拠点、広域観光ルートの形成など、地域の一体的な活性化を図るものである。国土形成計画及び九州圏広域地方計画にもとづき、島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の早期実現を図られたい。

- ・ 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査の再開
- ・ 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
- ・ 必要な道路整備のための予算確保

(4) 八代～天草シーラインの実現 (国土交通省)

八代～天草シーラインは、令和 5 年 3 月に九州地方整備局が公表した「八代港の中長期ビジョン」において、観光・産業・防災面での効果が期待されることから官民一体となった取り組みが必要と明記されている。現在、構想路線として位置づけられているものの、熊本県南地域ひいては九州の交通ネットワークの強化、産業・観光の振興、災害時の緊急道路としての役割を担う重要な路線であることから、具体的な計画路線への格上げが求められる。

- ・ 構想路線から計画路線への早期実現
- ・ 構想路線から計画路線に格上げするための具体的にに向けた検討の実施。必要な調査費用の確保

(5) 太平洋新国土軸構想及び豊予海峡ルートの早期実現

(国土交通省)

豊予海峡ルートは、多軸型国土の一翼を担う太平洋新国土軸の形成に不可欠な海峡横断プロジェクトであり、災害時におけるリダンダンシーの確保の観点からも極めて重要である。

さらに、リニア中央新幹線によって形成されるスーパー・メガリージョンと短時間で結ばれることで商圈が大きく拡大するとともに、九州と本州を結ぶ陸上ルートにおけるダブルネットワーク形成による人流・物流の増大、サプライチェーンの強靱化、3本の本州四国連絡橋を活かした広域観光圏の創出など、九州や四国のみならず日本全体の国力強化に大きく寄与するものである。

- 国土形成計画に基づき、太平洋新国土軸構想を形成する豊予海峡ルートの実現に繋がる技術開発や調査研究の積極的な推進

(6) 地域連携軸「東九州軸」の振興

(国土交通省)

「東九州軸」は下関北九州道路や豊予海峡道路により中国・四国地域との連結的機能も有し、かつ太平洋新国土軸や西日本国土軸等の受け皿としても重要な位置づけにある。「東九州軸」の振興のため、以下の事項を推進されたい。

- 「東九州軸」形成の基盤となる高速交通体系としての東九州自動車道の早期整備ならびに4車線化の推進、九州中央自動車道及び両道へのアクセス道路の整備促進
- 東九州地域の工業・観光等の産業振興、活性化の推進
- 日豊本線の高速化及び新型車両導入の促進
- 「東九州新幹線」構想実現のため、基本計画路線から整備計画路線への格上げと必要な財源の確保

(7) 国内唯一のホーバークラフト発着地となる大分港西大分地区の賑わい創出

(国土交通省)

国内唯一のホーバークラフト発着地となる大分港西大分地区におけるベイサイドエリア一帯の活性化及び、地域経済の発展や広域観光の振興に大きな効果をもたらすための環境整備や賑わい創出について、以下の事項を推進されたい。

- 発着場が交通の新拠点施設となるよう、バス路線などの二次交通の充実
- 当地区内の公園やフェリー乗り場、JR駅などとの連続性、回遊性を高めるため、大分港港湾計画に定める西大分地区の埋め立て及び臨港道路の早期整備

以 上